第２回佐賀市自治基本条例検証委員会 議事概要

【開催日時】平成２８年９月３０日（金） 午後３時００分 ～ 午後４時４０分
【開催場所】佐賀商工ビル ７階 共用大会議室（佐賀市白山二丁目１番１２号）
【出席者】
（委　員）５０音順、敬称略
荒牧軍治、井上亜紀、直、香月道生、下村律子、高原陽子、田中咲千子、徳永浩
（事務局）
眞﨑市民生活部長、鶴協働推進課長、北御門協働推進課副課長、無津呂主査、酒井主査、井本主査
【公開又は非公開の別】公開
【傍聴者】１名
【議事概要】
１　開会
（委員長あいさつ）
今日は第２回の審議ということで、条例検証の進め方についてと、具体的に条例の改正及び運用状況がどうであるかということを検討することにしている。私個人は、条例の検討をどうやって進めればいいのかという所に力を注ぎ過ぎて、皆様からたくさん御意見をいただいた条文のほうまで手が回らなかった。
最初に条例検証の進め方、それから、各条文をどういうふうに改正する必要があるか、あるいは運用が今、現実どういうことが行われているかということを１個ずつチェックしていきたい。皆様方から出していただいた意見をもとにして進めていきたいと思うので、よろしくお願いしたい。

２　第２回審議事項
（１）条例制定後の取り組みについて　資料１　３ページ
（委員長）
前回、事務局から、第１回目から第６回目、平成29年５月ぐらいまでのスケジュールで大枠を示されたと思う。
７月に実施した第１回目で、検証の進め方はどういうふうにすれば良いかということで、全体としては、一応座長と事務局に御一任いただくということでまとまった。そこで前回提案したのが、各委員に条例条文検証確認票にて意見を出していただき、それに従って進めてみようということにしたと思う。
今回、全体像をご覧いただきたいが、一応私としては、一番大きな問題になると思ったのは、「佐賀らしさ」というふうに我々が呼んでいた条項、すなわち第23条のコミュニティの問題と第25条の子どもへのまなざし運動についての意見が一番多かったように

思うので、これは後に回して、それ以外の条文から先に進めていったらどうかというふうに提案したい。

最終的には、条文の改正まで行く可能性もあり、そうすると、公聴会等の手続等が要るので、大体これぐらいのスピードでやっておかないといけないと思う。

（協働推進課副課長）

今、委員長から御説明があったとおり、前回の検証委員会以降、皆様から提出いただいた御意見をもとに、今後の条例検証の進め方を整理させていただいた。資料１の３ページの、２回目、３回目の内容及び論点について事務局から補足説明をさせていただきたい。

資料１の４ページは委員の皆様から出された御意見を条例改正に関する意見と運用状況に関する意見とに分けて、条文ごとに整理して一覧表にしたもの。条例改正に関する意見を「条」、運用状況に関する意見を「運」という字で示している。

条例の改正に関する意見が14、運用状況に関する意見が９つ、合計23の意見をいただいている。中でも、第23条地域コミュニティ活動に関する意見が一番多くなっていることから、委員長と相談の上、第23条と第25条の佐賀らしさに関する条文の検証は、次回第３回目に検証をいただくという進め方の案を準備した。

（委員長）

最終的には、第５回目の答申案というか、条例改正の可否あるいは条例を改正する場合には文言案みたいなものまで考えなければいけない。

これには法律上の言い回しがあるみたいなので、それをチェックした後、条例だから、議会にかけて決定するということになると思うが、その前の手続きとしてパブリックコメントがあるが、それはどれくらいの期間やることになるのか。

（協働推進課副課長）

１カ月ぐらいかかる。

（協働推進課長）

答申は答申としていただき、それをもとに、事務局のほうで改正案文を考え、その案をパブリックコメントにかけるというような手続になるかと思う。

（委員長）

つまり、答申案が我々の委員会の手を離れて市に移って、そして答申案をもとにしてパブリックコメントの募集を経て、そこの意見を加味した形で条例案になっていくという形でよいか。

（協働推進課副課長）

はい。

（委員長）

そういう流れだそうなので、そのことを頭の中に入れて考えていただければと思う。

今の説明で御質問、御意見等があればお願いしたい。

〔特に意見なし〕

（委員長）

それでは、一応このスケジュールでやらせていただきたい。そして、また修正があれば事務局から臨時に委員会をやっていいと聞いている。紛糾した場合にはそのことも考えるので、この案に必ずしも束縛されずに進めていきたいと思う。

（２）条例の改正及び運用状況について　資料１　４ページ～１４ページ

（委員長）

それでは、皆様方から出てきた意見をもとにして、条例改正に関する意見のほうから１条ずつ議論をしていきたいと思う。

まず事務局から説明をお願いしたい。

（協働推進課副課長）

委員の皆様から頂戴した意見については、資料１の５ページから20ページまでにおのおの条文ごとに整理している。

同じ条文に関する意見でも、条例改正に関する意見と、運用状況に関する意見では論点が違ってくるので、そこは分けて整理をさせていただいた。５ページから14ページに条例改正に関する意見、15ページ以降に運用状況、取り組みに関する意見を論点ごとに分けた形で条文の順に並べさせていただいている。

（委員長）

それでは、先ほど私が言ったように、第23条の地域コミュニティ活動の分が一番多かったと思うが、第23条と第25条のところは次回まとめてやらせてもらい、それ以外のところから先に行きたいと思う。

まず第７条について意見を述べていただいたＡ委員から、補足的な意見を先にお伺いしたい。

（Ａ委員）

策定の際に参加していなかったので、わからないところが多々あり、そういうのを全部書かせていただいた。

ここは、特にこだわっているわけではないが、第７条の条文を読んだときに、「自らの発言及び行動に責任を持ち」というのは、当然そうあるべきことだが、この文言が入っていることで、何となくまちづくりに参加しようという気持ちにブレーキをかけているような印象を与える条文の書き方だと思った。

（委員長）

Ｇ委員、起草部会で一番苦労された方に聞くのはつらいが、何か御意見あればお願いしたい。

（Ｇ委員）

ここにでき上がった条文だけを見ると、結構最初から意識が高いというか、ハードル

の高いようなところが見受けられて、簡単にまちづくりに自分たちから参加していこうという気が削がれるのではないかという懸念だと思う。

これを作っているときは、割と策定にかかわった皆様が、自分のまちはこのくらいの意識を持って市民側から行かないといけないという気持ちが高まっているときに出てきた文言だというふうに記憶している。だからそれの気持ちがある人が読むと、当然のように感じるが、ちょっと外から冷静な人が見ると、最初から敷居が高いと思われるところはあるかもしれない。

（委員長）

策定に参加した人の意見が優先する必要はないとも思うが、私のほうから言わせてもらうと、多分この条例をつくろうというときに、やはり議会側に何らかの違和感があったことは否めないと思う。すなわち、代議制でやっていくというのが基本原則にあって、これは一種の直接民主主義的なこと、みんなが参加しようということを言っているので、そこでもう最終的に束縛されるか、尊重するかで随分もめたことがある。最初のところで、市民がこの自治基本条例をつくったことによって、市政あるいは議会に対してクレーマーになってくるのではないかということを言われた人がいたのを記憶している。活動との折り合い点を探していくときに、結局、議員は変なことをすると落とせばいいわけだが、市民を排除というわけにはいかないから、行動する際には責任持てよというようなことを言われた人がおられたのを記憶している。

だから、いわゆる代議制というのは、みんなの面前で自分の意見を述べて、そして投票してもらって当選すると。そしてその人が、もし変なことをやったら首にできる。ところが、市民は首にできないというようなことを私たちのグループで議論した記憶があって、市民とは何かとか、市民はどこまで参加できるのかというような議論をしたときに、G委員はどっちかというとポジティブに捉えられていたが、我々はむしろネガティブに規制しておこうというような意見があったのも事実だと思う。

こういう自治基本条例をつくって市民が積極的に参加するというのを促したのはいいが、それに違和感を持った人がいたのも事実なので、そういうことの折り合い点を探していたような気はする。それは私が感じたことなので、そうでないかもしれない。G委員はむしろ積極的にそれを捉えて書いていこうと盛り上がったのだというふうに話されたと思う。

だから、これを改定する必要があるか、あるいは削除する必要があるかどうかは、信頼すれば要らないと思う。今は特にそんなものはないが、ずっと慣れてくると、これは要らなくなるだろうということは感じる。今、特にクレーマーがいっぱい来て困ったよということは市役所の側ではないと思うが。

（協働推進課長）

事務局から当時の検討会議のときの状況の補足をさせていただくと、検討会議では、今、委員長のほうからもG委員のほうからも話があったように、例えば、「市民は住み

やすいまちにするために自分の言動に責任を持ち行動する」とか、「自己責任を持ってルールを守る必要がある」とか、「お互いを認めて尊重し、自らの発言にも責任を有するべきだ」というふうな意見もあったということで記録されている。市民自らがまちづくりを行うに当たって責任を持つことが重要というような見解でまとまったかというふうに認識している。

ちなみに、今、自治基本条例が全国で大体300ちょっと制定をされている。今からその制定の参考になるような条文、「発言及び行動に責任を持ち」という条文が入っているところと入っていないところ、一覧表を配らせていただきたいと思うので、こちらのほうにちょっと目を通していただければと思う。

〔資料配付〕

（委員長）

それでは、簡単に構わないので、この資料について紹介いただきたい。

（協働推進課長）

最初に記載してある長崎市のよかまちづくり基本条例は、今の論点とはちょっと別で、口語体で書かれている条文ということで参考に取り上げてさせていただいている。

その次の日田市の自治基本条例は平成25年12月に制定され、６条に（市民の責務）という条文があり、２項に「自らの発言及び行動に責任を持つものとする。」というような形になっている。ちなみに、長崎市の条例は、口語体で書かれているが、こういうふうな条文が入っていない。

それから、糸島市は平成24年10月５日にできている。こちらのほうも、11条に（市民の責務）という規定があるが、糸島市のほうも責任を持って云々という条文は入っていない。

大分市のまちづくり自治基本条例は（市民の責務）ということで、１項の３号に「自らの発言と行動に責任を持つこと。」と。これを認識するとともに、まちづくりに関してこういうふうな責務を負うということが書かれている。

それから続いて、筑紫野市、平成22年制定だが、こちらのほうも６条の３項、同じような文言をうたってある。

22年９月制定の、次の北九州市の自治基本条例、こちらも同様である。

それから、21年９月の熊本市の場合も６条の１項２号に同じような文言が出てくる。

最後に、21年の由布市の住民自治基本条例、こちらも７条の３項に同じような形で、条文の中に入れてあるということで資料を出させていただいた。

（委員長）

これを参考資料に出していただいたが、何か御意見はないか。

（Ａ委員）

私も実は確認票を出した後にちょっと調べていたら結構入っているところが多いというのは感じていた。ただ、やはりなくすということまではいかないにしても、最初の条

文のところに入っているのが、いきなりブレーキがかかってくるという感じがどうしても否めない。例えば、１項というのは自分たちが主体ということを自覚して、その役割を広く担いましょうということを言って、そして２項で具体的にこうする、例えばその後ぐらいに、自らの発言及び行動に責任を持つことぐらいの入れ方でいいのではないか。今日紹介いただいたほかの条文もそこら辺に入っているので、まず１項では自覚を持って広く頑張りましょうよというような条文にしたらいかがかというふうに感じた。

（委員長）

多分、起草部会は項目を分けて書くことのほうが厳しいと思われたのではないか。むしろやわらかく中に入れてしまおうというような感じだったような気もするが、Ｇ委員、何かあるか。

（Ｇ委員）

条文の標題が、「役割及び責務」と既にここから重い。最初つくったときというのは割と律しようという気持ちが強いと思う。だから、このような形になったのだと思う。私も８条以降で意見を出しているが、Ａ委員と重なるのは、非常に参加が気安くできないような感覚がある。初めは理想、理念というのは高く掲げがちだが、実際の市民の感覚とか、活動されている団体の人の気持ちとかを見てみると、今まで別に変なことをしているわけではないので、堂々と参画してきていいのだけれども、ちょっと気が引けるところがある。だから少しやわらか目にして、一緒にやっていこうという雰囲気を出すようにしていったほうがいと思う。

私はいっそのこと、ここは削除でも、とにかく主体であることを自覚するというのでいいのではないかという気はしている。

（委員長）

Ｇ委員、そういう形でいいと思うが、このことについて逆向きの人たちは入れておけという話は必ず出ると思うが。

（Ｇ委員）

出ると思う。

（委員長）

だから、その感じ方は、Ａ委員のような感じ方もあるだろうし、むしろ(2)と書いて責任持つこととかということのほうが重たいというふうに感じる人もいるかもしれない。それは感覚の問題だからちょっと違うかもしれないけど。

（副委員長）

つくっていた当時は、やはり皆様、さっきＧ委員が話されたように、非常に熱が入ってきて、そして、我々もちゃんと責任を持ってやらなければだめだという感覚になっていったという経緯があってこういう文言になったと思う。やはり今、話されたのを聞くと、運営している中で、ちょっときついかなという面もある。

（委員長）

Ｃ委員、現場におられる方の意見を聞いて何か意見があるか。

（Ｃ委員）

この中で話すとそういう流れになると思うが、一般的にはもう少しきちんと責任を持ってほしい。そういうルールを守らない人が多いから。

（委員長）

Ｃ委員が言われたのは、これは市民だけど、事業者に対しては厳しめでいいと。厳しめに参加しろと言ったほうがいいと。むしろそっちのほうが重要だと話されていたと思う。

一番すごいのは熊本市の場合で、「積極的に参画し、又は自らまちづくりに取り組むよう努めること。」というのが最初に出てくる。我々がつくったときには、どちらかというとまだ参加するとか情報を得るとかというようなことまでをイメージで持っていたような気がする。

今、Ａ委員が言われたことを１つの意見として置いておきたいと思う。今すぐという結論が出ないかもしれないが、悩んだ上で考えることにしたい。

それでは、次の条項、（市民活動団体の役割及び責務について）というところで、ここもＡ委員のほうから意見が出ているが、補足説明をお願いしたい。

（Ａ委員）

こちらは８条、９条、両方だが、私が読み方を勘違いしていて、６条、７条の市民等の権利、役割、責務という中には市民活動団体、それから事業者も入っていて、その上で、とりわけ市民活動団体と事業者にという条文だということで、これを出した時点ではそこを読み間違っていた。では、何で市民と書いたのだろうと、何で市民が持っている責任が活動団体の事業ではないのだろうということで書かせていただいた。

（委員長）

続いてＧ委員の意見の補足をお願いしたい。

（Ｇ委員）

８条１項の中に「市民活動を通じて地域における課題の解決」というのが出てくるが、ここで市民活動団体が地域における課題を解決しないといけないのならば、積極的に協働という形はとらずに今までどおり自分たちの中で活動していこうというふうな枠の中にかえって居残ってしまうのではないかという懸念がある。理念、理想はちょっと高目にこの条例をつくったという気がしている。実際の４年間を見てみると、そこがかえって市民の気持ちから、活動団体の気持ちからは遠くにあったのかなという気もしていて、最初は参加するところから育んでいくほうがいいのではないかと思った。地域における課題の解決という重さを、例えば公益性のある活動をしている団体とかにすると、私たちのやっている活動が課題解決とまでは言えないかもしれないが、公益性はあるよね、役には立っているよねということを思っている人は多いので、参加しやすのではないか

と。

ただ、７条と８条、一緒なのだが、一度やわらかい表現に変えてしまって、今度また市民意識が高まってきて、また厳し目というか、ちょっと律する形のものに変えようと思うと、こっちに変えるのは相当至難のわざだと思うので、安易に和らげることはできないと思う。そうすると、運用でということになるが、条文はこう書いてあるが、必ず解決しなければいけないということは言わずに、公益性のある活動でも十分いいよというふうな宣伝、広報、理解、説明、そのあたりをしていかないといけないとなる。ただ、やはり課題の解決というのがある一定の重さを持つ文言だという認識は運用上持っておかないといけないだろうというふうには思っている。

（委員長）

これ書くときの文言として、例えば、市民活動を通じて地域における課題の解決及び地域の活性化って、「及び」でつなぐと、文章の書き方としては両方満たすような活動をしなさいと言っているのか。

（協働推進課長）

そういうことになる。

（委員長）

課題の解決というのは、Ｇ委員としてはすごく重いと。確かに市民活動団体は楽しんでやってはだめというようなことになる可能性もある。私たちはそれこそ市民活動団体、ＮＰＯ法人を３個ぐらいつくって活動しているが、確かに、Ｇ委員が言われるみたいに、僕ら地域の課題を解決しているかなというのは余り自信がない。

（協働推進課長）

佐賀市で「参加と協働をすすめる指針」というのをつくっている。こちらの14ページをご覧いただきたい。

参加と協働についての「基礎編」、「参加と協働を知る」の中に取り組む主体について説明をしている部分がある。この中で市民活動団体とは、「近年、社会を支える市民組織を指し示す場合に、「ＮＰＯ」という言葉がよく使われるようになった。確かに、ＮＰＯという言葉は社会における認知度も以前に比べずいぶんと浸透してきたが、一般的にはかなり狭く捉えられている傾向があり、「ＮＰＯ＝ＮＰＯ法人」と捉えたり、ＮＰＯはテーマに基づいて活動する団体（テーマ形組織）のことで自治会をはじめとする地域を基盤として活動する団体（地縁型組織）は含まないと考える人も少なくない。しかし、本来、ＮＰＯが指し示す範囲は広く、考え方や捉え方によって、該当する組織は大きく変わってくる。このようなことから、この指針においては、法人格の有無、地縁型やテーマ型の区別に関わらず、市民を基盤として課題解決に取り組む団体を総称して、「市民活動団体」と呼んでいる。」と、佐賀市のほうではそういうふうに定義しているというところが１つ根底にあるかと思う。

こちらの条例でこの表現をするという話になる場合、地域の課題を解決しているとい

うことを殊さら市民活動している人たちが強く意識して活動されているわけではないというのは、当然我々も承知をしている。市民活動団体というのはあくまで公益性のある活動を行い、その公益というのが何らかの地域の役に立っているというのを表現した場合には、地域の課題の解決であるとか、地域の活性化であるというような表現を用いるというふうな形になったのではないかと考えている。

（委員長）

では次の７ページの（事業者の役割及び責務）のところまで、Ａ委員からまた市民との先ほどの関係のことも述べられているが、そこも補足してもらって、一緒に議論させてもらってよろしいか。

（Ａ委員）

こちらは、先ほどＣ委員の意見を聞いてちょっとほっとしたが、市民活動団体には課題の解決とか地域の活性化という文言が入っているのに、なぜか事業者で地域社会との調和という非常に消極的表現になっていたので、何か策定の際に特別な議論があって、これに抑えられたのかと思い書かせていただいた。

（委員長）

Ｃ委員、主張したほうの人なので、消された感じがしたのでは。市民団体のほうは結構たくさん書いてあるのに、熊本式にいうと、「積極的に参加し」とかってずっと発言されていたような記憶があるが、しかし、何となくそれがすっと消えてしまって、そこまで言ってもという感じの話になってしまって御不満だったような気がするが。

（Ｃ委員）

不満というか、だから、会社というのは金もうけすればいいとか、どうしても自分たちの視野がどんどん狭くなっていく。だから、自分たちが仕事をするのは何のためかとか、どういった人のおかげでこういう仕事ができているのだというところをもう少しきちんと考えていかなきゃいけない。当然ながら市民の一員であって、佐賀市、あるいは社会の一角を占めている、そういったところをきちんと考えてもらわなきゃ、経営者もそうだし、社員の人たちもそうだ。だから、それを常に言っておかないと、会社というのは後世へずっと入れ代わるところも多いから、そういったところで私は厳し目でちょうどいいと思うのだが。

（委員長）

Ｇ委員、そこら辺のところ記憶されているか。

（Ｇ委員）

私も委員長と一緒で、Ｃ委員が一貫して企業に厳し目というか、とにかく佐賀のまちに出てこいと一貫して言われていたイメージがすごく強くあって、私も起草委員で、何でここまでもやわらかくしたのかというのはあまり覚えていない。恐らくは強く言うとかたくなに出てこなくなるだろうと。市の方も結構企業のほうに説明に行くときに、これが強かったりすると余計反発を食らうような気もするので、やわらかくなったのかな

という推測の域にしかない。８条で市民に対して非常に強く言っていて、企業はかなりやわらかいという指摘は、確かにそのとおりだと思う。

（委員長）

まず、最初には事業者を自治基本条例の対象にするかということが話題になっていて、むしろ何かそんなにはのらないよなという感じで皆様おられたような気もする。だけど、とにかく入れようというところまで合意して、事業者も市民等だよと言ったところまでで今来ているという感じはするが、皆様いかがか。事業団とかというのはどんなふうに思われるか。

（Ｄ委員）

そのときは一緒になってやっていこうということだったと思う。

（委員長）

そうだった。だから、市民とか市民団体にはむしろ積極的に担い手、いわゆる自治の担い手だという感じがあったが、事業者にはむしろ何か協力してもらえないかというレベルのところで、自分たちが担い手であるという感覚はあまり言わなかったような気がするが。

（Ｃ委員）

でも、大企業や中堅企業ぐらいまで来ると、ＣＳＲというのはきちんと言っているわけだし、もうＣＳＲという言葉自体が多分市民権を得ているから、当然中小企業だって、あるいは小企業だって、そういうところを意識していかなければいけないと思う。だから、法人であろうが個人であろうが、構わず同じような役割というのは当然担わなければいけないと私は思うし、そういう考え方も言っておかないと、さっきのように、だんだん金もうけして、それが自分たちの社会貢献だ、仕事することが社会貢献だ、事業活動自体が社会貢献だみたいに、だんだん小さくなってくる。

（委員長）

例えば、今、全国チェーンで展開している、本部はどこか遠いところにあって、単なる出店にすぎないという感じの店もたくさんあると思う。しかし、そのようなところでも、先ほど、Ｃ委員が言われたＣＳＲ的なことを、地域にもきちんとやるようにという、そういう感覚というのはもう広まったと思っていいか。

（Ｃ委員）

大企業、中堅企業はもうそういったのをきちんとやっていると思う。

（委員長）

むしろそういうところが、何か意思統一ができているというふうに思ってよいか。

熊本地震ときの、例えば、今は全国チェーンが主流のコンビニだが、そこが大体震災後１日目にもう既に開いたと。住民に対して全部オープンにしろとか、水を全部先に配れとかの指令が上から出てきて、一番の危機的な状態のときに、まちづくりにきちんと参加してきたというように、むしろ積極的にやっているところもある。だから、あまり

気にしなくてもよいのではという感じはしないでもないが。あのとき何で逡巡したのかというのが、ちょっと今にして思えば。

（副委員長）

Ｃ委員と少し違うが、やはり飲食業とかの関係で食品衛生協会の指導員をやっているが、もう本当のアルバイトだけ置いてマニュアルで動いている。そうすると、そこに行っていろいろ指導しようとしてもできない。「こういうことはわかりません、私たちはただこういうふうに言われてしている」ということが結構ある。だから、きちんとした今のコンビニとかは、本当に本部からきちっと指令が来るので、食品衛生法に対してもきちんと向こうから来る。しかし、ショッピングセンターに入っている中小のテナントへも行くが、そこは全く無反応が多い。だから、そこの支店長に話に行って、佐賀でこういう商売して、きちんとお客様から利益もらっているのなら、こういうふうにやるようにと話をしに行く。そうすると、何かうやむやに――やはりやらなければだめだなという意識はあるが、それが果たしてテナントに対してできるのかという返答だった。

（委員長）

だから、Ｃ委員も結局、その状態は同じであると。だから言い続けなければいけないという意見と、なかなか難しいなと、同じことを言いながら違う表現になってしまっている可能性はある。

（Ａ委員）

今いろいろ伺って、事情は何となくわかったのだが、むしろそうやって積極的にやってくれるところはありがたいことだ。そうではないところに対して協力をお願いする、現実にどこまでやってもらえるかというのはとにかく、協力をお願いする。一緒にやっていこうという声かけをするための根拠になるのが、この自治基本条例だと思う。あくまでも、市民活動団体についても努めるものとする、努めなければならないというのは努力義務で、完全に義務づけるものではない。ただ、一緒に努力し、こういうのに協力してもらいたいという根拠として、この条例の中に書いておいたほうが。佐賀の区域内でそうやって事業をやる人はまちづくりに一緒に参加してもらいたいという、そういう先ほどからＣ委員が言われていることを支えるためのものになると思うので。もし皆様の中に事業者にはもう入ってほしくないとか、逆に入らなくてもよいという人がいないのであれば、もう少し、市民活動団体と同じような形で、「調和」というだけだと、何となく足りないと思うので、積極的な文言を入れてもいいのかなと思う。

（協働推進課副課長）

「調和」というのが最後の締めの言葉として入っているが、途中に「地域社会へ貢献するよう努める」という文言が入っており、７条の（市民等の役割及び責務）、ここの市民というのは「市民等」ということで事業者も入るし、市民活動団体も入るということで、その上で８条、９条を定めてある。このつくる過程の段階で市民活動団体というのは、先ほどこの定義について指針の冊子を配って課長から説明申し上げたが、地縁組

織であっても、支援組織であっても、社会の課題を解決することにつながっている、そういった目的があって活動をしている。そういうところがあるので、ちょっと負荷をかけたような表現になっている。あと、事業所についても当然地域社会へ貢献するということを求めた条文となっている。その上で、企業としてまなざし運動への参加をお願いしたり、地域の河川清掃に一緒に協力を促すとか、そういったことをもって地域の調和、地域との調和というような表現になったという経過があった。

（Ｇ委員）

今ので思い出したが、７条の「市民等」は、これは事業者を含んでいて、事業者もこれを守らないといけない。そして、さらに事業者にはこの９条がプラスされているということだった。

（委員長）

委員、これやっぱり何かそっぽ向いているところが結構多いのか。

（副委員長）

多い。言うと協力してもらえるときもあるが、やはり強い文言でどんとやっておかないと、企業に対してはそれぐらい厳しくあっていいと思う。

（委員長）

それで、Ｃ委員も今まちづくりのことをやっておられて、やはり企業の反応とか鈍いと思われるか、あるいは初めからターゲットにしていないのか。

（Ｃ委員）

いや、みんながみんなではないが、やはり中にはそういう方もおられるし、放っておくと、さっきみたいに気持ちがだんだん緩くなっていってしまうので。

（委員長）

今、事務局のほうからは「地域社会へ貢献するよう努めるとともに」という形で、議論は当然あったが、そういう形で今のところおさめているということだろうか。

少なくとも、今回見直すと、この事業者のところで、もうちょっと厳し目にいこうかというような話が出てくるなというのは大体予感ができていたが。

多分、先ほど言われたように「市民等」というところで、全体として包括させて、それに特に中核的な役割を担うべき市民活動団体、ここに期待するということだったと思う。すなわち、まちづくり協議会をつくったり、自治会が健在であったり、23条のコミュニティをつくるというのが一番大きなテーマで、コミュニティの団体を動かして、そして佐賀市と協働しながらやるというのが協働の理念だったと思うので、そこの中核は自治会であり、まちづくり協議会であり、それをちょっとテーマが横に広がるが、ＮＰＯ法人等、いわゆる社会的な、そういう全体の自治会等も含めたような団体のことをＣＳＯというと、何かそういう団体はもう中核になっているのだよという自覚を持って頑張って欲しいという何か激励で、事業者は中核ではないが、あなたたちも一員なのだから頑張って欲しいというようなニュアンスでつくっていたような気はする。

（Ａ委員）

先ほどの事務局の説明を伺うと、「地域社会へ貢献するように努める」という部分がもう既に積極的な活動をということなのか。

（委員長）

そう思っている。

（Ａ委員）

そうすると、後半の「事業活動の実施に当たっては、地域社会との調和を図る」というのは、例えば、町並みを何とかとか、そういう趣旨の条文ということなのか。

（協働推進課長）

検討会議の中でも、先ほど副課長が話したような、地域活動への、例えば、地域のお祭りであるとか、河川の清掃であるとか、植樹を地域でされる場合に、どうしても企業のほうから出てこられる動きが鈍いというようなことが出たかと思う。そういうのを念頭に置いて、事業活動をする実施に当たっては、地域の社会との調和を図る。それと、まずは地域を構成する一員であるということ、市民等の中に入っているということをちゃんと自覚し、社会を構成する一員としては地域社会の貢献が第一に来るというような文脈になっているということで御理解いただけるかと思う。

（委員長）

ワークショップをやったときに、私自身が何か述べた記憶があるのだが、例えば、南部バイパスという地域があるが、あそこは本当にもう企業だけしかないというか、事業者だけしかないようなところだ。あそこの中では、全体として統一的にどうしようという意思がないことが問題でもあるが、各企業がそれぞれの主張だけを述べているようなところがある。しかし、だんだんまち中にやってくると、それぞれの統一感を満たさないと勝負にならなくなる。そこでファザードは一致しようとかというのがある。調和という言葉の言い方として。

だから、もう南部バイパスは明らかに企業活動だけだ。利益を追求するということだけやっているから、全然統一感はない。しかし、よく言うと活性化している。もう潰れると、すぐ次の店が出てくる。空き店舗なんてない。それはそういう場所だからだ。だけど、そういう調和を図らなければいけない場所だっていっぱいある。例えば、昔から古い町並みを保存しているところ、お寺がいっぱいあるようなところにけばけばしいやつなんかつくってもらったら困るということは当然あるわけだから。最低限の調和のことを言っているのだろうなという気はするが、やはり、もうけ主義で来るなという感じはあった気はする。デザインとかについては。というワークショップをずっとやっていたときに、いろんなそういう意見が出てきていたのは覚えている。

今のところは、できれば積極的にもうちょっと何か書きかえてみたいと思われている条文であるというふうに置いておいて、先に行きたい。

だから、ある意味で言うと、事業者のところを書きかえたい。それから、先ほど言っ

た７条のところはA委員から出てきた部分もあるし、それから、市民団体等のところがあるので、この７条、８条、９条についてはもう一回見直しをしてみようということで考えていきたいと思う。どういうふうに書くかはまたG委員にまた起草してくれとかという話になるかもしれないが、悩んでみてというようなことをちょっとやってみたいという気はする。若い人にこういうのは頼まないといけないというのでお願いしたい。

ちょっとそこで一回とめて次のところに行きたいと思う。

それでは、（議会の役割及び責務）のところで、ここもA委員から意見が出ているで、ちょっと補足していただきたい。

（Ａ委員）

ここは、もう条例上の書き方で、各条文、議会、市長、職員の第１項はあえて書かなくても、これはそもそもそういう役割を担っているわけだから、やはり自治基本条例上の各機関の役割というのだけを描けばいいのではないかなという意見である。

（協働推進課副課長）

では、事務局から、そういうふうになっている理由を御説明したい。

御指摘のとおり、第１項は自治法と重複している。ただ、まちづくりの主体を明確化するために、あえて条例により明文化しているということと、それから、あと佐賀市議会基本条例というものがあり、議会の役割と責務を規定しているので、そことの整合性をとっているため明確化した表現を入れている。

（協働推進課長）

あと１点、もう少し補足をさせていただきたい。

A委員が言われるとおり、10条、11条、12条それぞれ議会の役割、市長の役割、職員の役割ということで、これは全て自治法と地方公務員法に載っている文言である。そこはあえて、検討委員会ではわかった上で確認的に市政の基本のルールを定めるということで、あえてもう一回書こうというような話になっていたかと思う。

二重書きになるというのは、法律、条例等のつくりから見ると、こちらの法律で書いてあるので書く必要はないというのは当然のことだが、検討委員会では、もう一回確認的に佐賀市の執行部、行政の役割というのをきちんとこの条例の中でもう一回規定し直そうというような話があったかと思うので、こういう条文になったと思う。

（委員長）

それでは、ちょっとこれも置いておいて、先に一番もめそうなところで、21条の（住民投票）のことについて、再検討の必要を感じると述べられているＥ委員にお願いしたい。

（Ｅ委員）

再検討というか、私ちょっと住民投票、皆様気になっているところかと思ったら、あまり上げられてなかったので、そもそも再検討の必要があるかなと今不安なところだが、マスコミの立場としても住民投票はすごく一番どう盛り込まれたかが気になるところで

はある。教えていただきたいと思ったところは、実際この条例が必要なときに機能するのか、例えば、近々に佐賀市で住民投票をやってみようかと思っている事項があるのかとか、どのぐらいの頻度でこれが活用されるのかという部分をお伺いしたい。あと他県の事例だが、どのぐらいの住民投票への成果とかがあったのかという部分が気になった。

というのも、何年前だったか、ニュースで埼玉の所沢市で自治条例によって住民投票にかけられたのが、学校にエアコンをつけるかどうかというのを聞いたことがあるが、そこまで住民投票なのかと私は思った。だから、佐賀市としてどのぐらいこれをしていこうと、小学校にエアコンつけるとか、プールに塩素をどのぐらい入れるかというレベルまでするのであれば、もう少し詳しくする必要もあるだろうけれど、ちょっと全く見当がつかなかったので、お伺いしたいと思った。

（協働推進課長）

今日お配りしている資料１の９ページに書いてある第21条第１項。ちょっと読ませていただくと、１項に、「市長は、市政に係る特に重要な事案について」ということで書いてある。今、話があったような小学校にエアコンをつけるのかというのが、特に重要な事案になるかというと、一般的に考えて、特に重要な事案ではないかと思われる。これもまた検討会議のときの話を、以前の会議録をちょっとひもといて、内容を確認させていただいたところ、住民投票の情報を入れるかどうかという議論はかなり熱心にしていただいた。その中で出た意見としては、市民の市政への参加ということで、市民の意思表示として住民投票という制度を用意して、この条例の中に書くべきだという意見があった。

あと、事案ごとに住民投票条例を定める個別の設置型、これを採用すべきと。内容としては、この自治基本条例の中で、こういう事案については住民投票にかけるというような規定の仕方とか、その際の手続きまでこの中でうたうという方法もあるが、そうではなくて、何を住民投票にかけるのかも、そのときの手続きをどうするかというのも別に定めようと。とにかく、それを個別設置型と言っているが、まずは市民の意思表示としてここに住民投票という制度を自治基本条例の中に盛り込むべきだというような意見が出たということで、この条例では、市民参加の手段として用意しようというスタンスで書かれたというのがその当時のいきさつになっている。

あと１点、市のほうで住民投票を想定しているようなものは現在のところはない。具体的にどうするかというのは今のところない。過去のほかの自治体の住民投票の事例というのは、例えば市町村合併の是非であるとか、産業廃棄物施設の建設の是非であるとか、公共施設の建設の是非であるとか、市長等の特別職の解職請求についても、自治法に手続き等あるが、解職請求の是非、こういったものについて住民投票にかけたという事例があるようだ。

こちらのほうも、住民投票の他市の条文の事例を用意しているので、参考までに配らせていただきたい。

〔資料配付〕

（Ｅ委員）

個別設置型のときにもめたのを思い出してきた。

そしたら、佐賀でも合併の話とか、イギリスがＥＵを離脱するかどうかぐらいに重要な事案の問題が佐賀に出てきたときということになるのか。

（協働推進課長）

そこで、「特に」という文言も入ってきたかと思う。

（協働推進課副課長）

市民の権利だけはきちんと担保しておこうということが、そのときの議論の争点だったと思う。

（委員長）

我々は結局、重大な事案としてＥＵ統合の問題と、それから橋下さんがやった大阪都構想のときに、ちょっとの差で何か動いたというのを記憶しているが、多分ああいうことが想定されているのだろう。大阪都構想については、法律上、住民投票をやる必要のあるものではなかったか。

（協働推進課長）

自治法で、幾つか住民の行政への直接参加。今は間接的な参加、間接民主主義ということで議会のほうで議決、意思決定をされているが、そうではなくて、直接参加ということで規定されているのが何点かある。署名をもって住民の何％以上の署名があった場合には条例を変えるとか、条例を直接請求で制定するとか、そういう手続きというのが一例である。ほかにも、幾つか直接請求の手続きはあるが、先ほどもちょっと出てきた議員のリコールや、市長のリコールというようなものも、直接請求の手続きとして住民投票が絡むというような制度になっている。

ここで規定しているのは、それ以外のことについて特に重要な市の方針を決定する場合の事案ということで御理解いただければと思う。

（委員長）

これを書いておかないと、何か住民投票ができないということはあるのか。この自治基本条例に記載しておかないと、住民投票ができないということもあるのか。

（協働推進課長）

住民投票については、今申し上げたように条例を直接請求でこういう条例をつくってくれというのは住民の権利として自治法に規定されているので、署名をもって住民投票の条例をつくれということができる。

（委員長）

だから、それは議会が決定するわけだよね。

（協働推進課長）

最終的には、その議案を直接、市長が出さなければいけないというような状況までは

持っていくことができる。それは、住民の皆様の請求によって、署名が何分の１以上集まればというような手続きが自治法の中に書いてあるので、その手続きをすると住民投票の条例をまずつくることができると。それにのっとって条例ができた暁には、住民投票ができるという形にはなるが、それをやる前に、住民投票をやるというのをこの条例の中でうたうというようなスタンスだと思っている。

（委員長）

先ほど産業廃棄物の是非の話が出てきたが、ごみ焼却場というのは、私がやっている都市計画審議会の最重要事項である。これをもし住民投票で決着するといったら、私は猛反対する。必ず必要なものだから、絶対通る。通ったからあなたのところだという言い方は、私はちょっと間違っていると思っている。だから、この問題は、もう悩むしかない。市民も、市役所も、地元も。だから、悩んでどこかに決着をつけざるを得ないテーマだから、こんなもの例えば民主主義だから五十何対何で決まったと言っても、そんなもの従う必要ない。だから、それは一緒に悩んでやらないといけない問題だから、さっきのテーマは間違っていると思う。先ほど言った廃棄物処理場を何とかするかというテーマ設定が間違っていると。私は絶対反対すると思う。

それから、地元の住民が反対しているからという理由で、それを「ノー」と言うこともノーだと僕は言っているわけ。なぜなら、どこかにつくらざるを得ないから。地元の住民は必ず反対する。反対することが間違っているわけでもない。だから、説得できることでもないから、いろいろ悩んで苦しんでやっていく以外にないというふうに思うから。もう行政マンに言っておくが、この問題が出てきたら、もうひたすら、どうあればいいかと悩んで苦しんで欲しいとしか言いようがない。そのために市役所職員になったのだということ。こんな嫌な仕事をと思うかもしれないが、その嫌な仕事をするのが公の仕事だと思っている。さっきの言われたやつは、多分「ノー」と僕は言うと思う。だけど、何かの形でつくっておこうと言われたので、そのこと自体は全然問題ない。クーラーつけるかどうかについては、僕は大学の中にも小学校にも入れろとずっと言い続けてきていたので、「そんなものは住民投票の必要はない。」と言うと思う。これは、もしよければ、これだけ悩んでつくったので、Ｇ委員、この際、ここはまだ１個も事案が起こっていないので、しばらくは無視しておいてほしいという感じがする。

（Ｇ委員）

大変なことになると思う。なぜかというと、住民投票をやったからといって法的拘束力を持つわけではないことがほとんどであって、それをするためには、そもそも議会で条例をつくらないといけないので、議会との兼ね合いがまた出てきて問題になる。それに反対する人、賛成する人という住民亀裂の問題が生じてしこりを残してしまうというのもあるので、ここがこの表現で納まっているのが精いっぱいだという感じだと思う。

（Ｅ委員）

私も検討委員会のときから怖い項目なので、多分、重要事項ってすごく大きな問題だ

と思う。そのときに住民投票すると、いわゆるプロ市民みたいな人たちが出てくる。煽動する人たちも出てくるし、多数決で決まるような問題ではないことが多いので、この条文を詳しくしたほうがいいというのではなく、やんわりとしたほうがいいのではないかなという方向の意見だった。あまり厳しく決めておくと、結構怖い部分が出てくるので、このくらいでちょうどいいと思うし、もっとふわりと、こういう権利もあるんだよというぐらいでもいいのかなと、この話を聞いて思う。

（Ａ委員）

私は、この条文には積極的に置いていいという立場に立っていて、まず１つは、住民投票の結果が、市長に拘束力を持たせるということは、これは法律上無理なので、結局はその結果を市長は尊重して判断するという条文になっているので、全く問題がないということが１つ。

それから、確かに実際に住民投票をやるということになると、非常に大変な問題が起こってくるとは思うが、まさにそれが住民基本条例の目指していることで、市民にとって非常に大きな問題、産廃をどこで受け入れるかとか、あるいは、外から米軍基地が来るかもしれないとか、そういう問題のときに、自分の問題として、一方では町が栄えるかもしれない。しかし、一方では、それによって私たちの生活に違う影響があるかもしれないということを、市民が自分の問題として考えて、そして、それを意思表明――数でしか出てこないが、その出てくるまでの過程でいろんな議論がなされて、そしてその結果を市長はよく見た上で判断して欲しいという、そういう仕組みがこの住民投票の仕組みなので、これは私としては、条文、まさにこのままでいいと思う。やはりこの条例には必要なものなのではないかなというふうに思っている。

（協働推進課長）

補足で、条例の逐条解説の19ページをご覧いただきたい。

今、話に出ているようなことを、こちらのほうに説明として整理をさせていただいている。

こちらの説明のところ、２行目から読ませていただくと、「市民等が主体となったまちづくりを行う上で、二元代表制による間接民主主義が原則ですが、市政に係る特に重要な事案について市民の意思を確認する必要がある場合には、間接民主主義を補完するものとして住民投票を実施できることとしている。」というのが、この条文の趣旨となる。

第１項については、住民の意思を直接問う参加の手法の一つということで住民投票制度があると。

市長は、市政に関係する特に重要な事案について、住民投票を実施することができるとしており、特に重要な事案というのは、例えば市町村合併、原子力発電所の設置とか、先ほども出たが、産業廃棄物処理施設の設置、こういった市民生活に重大な影響を及ぼす事案が想定されるというふうに考えていると。「しかし、投票により住民の意思を直

接確認することが望ましい場合もあると考えられる一方で、」――先ほどＧ委員も話されたように、「むやみに住民投票制度が用いられると住民間の対立をかえって深刻化させ、市政運営が円滑に行われなくなる恐れもある。」と。「また、住民投票の実施には多大な労力と費用を要する」ということで、ちなみに、住民投票を１件やる場合には、これも選挙と同じような形になり、試算したところ大体7,000万円かかると見込み。こういうふうな労力、費用も要すると。実施に当たっては慎重な議論はもとより、市民の方の十分な理解が必要になる。また「特に重要な事案であっても、一部特定の地域や住民に関わることは、」――先ほど委員長が話された産廃施設の話も、こういうところに当たるかと思う。それで、「住民投票の対象には適さないと考えられる。」ということで、第２項のほうには、具体的な案件とか方法、投票の権利を有する者とか、手法、方法、必要な事項については、その都度に条例で定めるということになっている。

法的拘束力は持たないが、政策判断を最終的に市長がする場合には結果を尊重するというところにとどまるというような形で条文を構成しているということである。

（委員長）

では、ここは今のところ、できればこのままでお願いをしたいと思う。

それでは、10ページの協働についてのところについて、Ａ委員から、環境整備をしなければならない旨の規定をもう少し具体的に書いては。というふうに、意見が出されているが、補足があるか。

（Ａ委員）

これは、協働によるまちづくりの推進という非常にあっさりした言葉で書かれているが、先ほど全然違う事業者のところでも話したように、やはりこの条例に基づいていろんなことを市民は市に対しても言えると思うので、そういう意味では、この中に具体的に、どういう形の協働を考えているのかということを書ければいいのではないかと。ただ、これを使うことが難しいとすれば、逆にこの条例に基づいてさらにもう１つ条例を上に乗せて、具体的な協働の方法を書くというそういう手段をとっている自治体もあるので、そこはいろんな方法があるのかなとは思う。

（協働推進課副課長）

ここについては、協働のまちづくりについて、「参加と協働をすすめる指針」においてガイドラインを示しているので、ここの条文としてはあっさりしているが、この指針との連動性というところで具体的なことを明記しているということで御理解いただければと思う。

（委員長）

確かこの指針を僕ら延々と読まされた気がする。協働とは何かということが書いてある。それと同時に、協働するためには、まず市がやらなければならないことというのがあり、多分、情報をわかりやすく知らせるようにと。だから、例えば市報の書き方が硬いから始まって、書き方が全部お役所文章だから読みにくいとか、そのようなのがあっ

て、最初に協働を進めるには情報の共有が必要だとか、いろいろな議論があったのを覚えている。Ｇ委員、何かそんなことだったような気がするが。一応今説明があったように、その協働の基本のところはそこに書かれている、先ほどあった指針に従って何かやっているということであったような気がするので、ちょっとここはこのままスルーさせてもらえるとありがたいなという気がする。

逐条解説の中に指針に従ってやっていくということが入れてあると思うので。

先へ進めさせていただいて、また最後のところで戻ることで構わないが、資料11ページの地域コミュニティと12ページの子どもへのまなざしところについては、ちょっと次回進めさせていただければありがたいなと思う。

では、13ページ、国際的な視野の醸成のところについて、Ｃ委員から意見が出ているので、補足説明をお願いしたい。

（Ｃ委員）

もともとこの条文、私は国際的な視点というよりも、やはり留学生だとか、あるいは旅行者だとか、もっと先にいけば移民の問題とか、そういったことも含めてまちづくりを考えていかなければいけないのではないかということで出した。条文はこういう形でおさまっているが、本来、国際的なそういったことも１つの要因であって、今、ダイバーシティという言葉もはやっているから、そういった視点で最初は女性の差別とか、あるいは障害者の差別から始まって、今もう女性の活用だとか、障害者の才能についても活用というか理解、いろんな多種多様な人たちの能力を生かしていくような、少なくとも企業というのはそういったところまで踏み込んでダイバーシティ推進担当者みたいなのを置いてやっているわけだから、今はやりであるというか世界的な流れでもあるので、ここまで踏み込んで書いておくのもいいのではという感じがしている。

だから、国際的というのはもっと広い意味での多様性の理解、またそういう人の多様性の才能とかを活用していくまちづくりということが必要になってくるのではないかと思う。

（協働推進課副課長）

Ｃ委員が恐らく今話されたようなことが検討委員会の中でも、男女共同参画の視点の議論の中で幾らか出たようである。前文の中に、年齢や性別にかかわりなく、誰もが、その「誰もが」というところで安心して生活できる社会をというような文面になっていて、そこの部分をどういう人たちということを特定しない、その誰もがという表現でダイバーシティを表現していると考えられるのではないか思うが。

（Ｃ委員）

と私も思う。しかし、もう少し明確な立場を示してもいい頃になっているのではないかという、そういう投げかけである。

（Ｇ委員）

起草部会のときには具体例をどこまで書くかというので、一旦書き出すと多分とまら

なくなるだろうということで今回これに決めたと記憶しているが、確かにＣ委員が話されたとおり、世界の流れとか世間の流れというのは、本当にダイバーシティをどう考えるかという感じで、数的に言えば、私とかは多分ＬＧＢＴの受け入れの問題だとか、医者と患者、患者というのは数がすごくいるのだが、マイノリティーというふうに考えて、患者の権利の保護とかもある。やはりこれだけだと年齢、性別にかかわりなくの後に「誰もが」になるので、「年齢と性別に関係なく誰もが」としか読めないので、例えば、そこにマイノリティーが入ってくるというふうに文脈上考えるかというと、あまり考えないと思う。だから、多様性を受け入れるようなとか、そういう言い方にしたほうがまだ優しいというか、時流に沿うような気もするので、私はここには多様性受け入れの表現が入ったらいいのかなというふうには思う。

（委員長）

例えば、今、Ｃ委員が言われたことについては、多分、項目を起こして男女共同参画型の都市にするとかというふうな主張をされていた委員さんがおられたことを記憶している。だから、これはもう大体基本原則は成り立っているわけだから、それは確実に書いておくべきだという話をされたときに、今、Ｇ委員が言われたみたいに、要はマイノリティーとか、あるいは今まで差別などを受けていた人たちが普通に暮らす世の中というものの、１つの表現が男女共同であったりすると、１つだけ書き表すと全部書かなければいけないとＧ委員が言われたような気がする。

では、国際はどうかという、すなわち国籍が異なる人たちが、佐賀の中で普通に暮らせるようなことってあるのかというふうなことを言われたと思う。ただ、それを政治的と捉える人たちがいたことも事実である。今ヨーロッパで起こっているような、いわゆる難民を受け入れるのかとか、そういう主張なのかというような警戒感を持っている人たちがいたということも間違いないと思う。だから、そこら辺のところをちょっとやわらかくして、まえがきでおさめておこうというようなことになった気がする。これを結局、政治的対立なしにそこをどうやって入れるかというのは非常に難しい選択だったので、起草委員の方々が相当苦労されていたと。ただ、国際だけは明らかに今からそういう時代が来るよということはもうわかっているので、そういうことを国際として書いておこうということはあったと思う。

（Ｃ委員）

トーンダウンするわけではないけれども、少なくともそういう議論、そういう視点でこういう条文を見直しているということ、それは大事だと思う。

（委員長）

おっしゃるとおり。

（Ｃ委員）

今回もそういう視点で見ているということはきちんと。それを反映させるのかどうかというのは、また皆さんの……

（委員長）

具体的なところで反映させるかどうか。具体的に言うと、今、Ｃ委員が言われた、そういうダイバーシティというようなことを表現したときのターゲットというか、例えば、性的マイノリティーもあるだろうし、いろんなこともあるが、どういうことが佐賀にとっては考えられるか。難民が押しかけてくるとか、ヨーロッパで起こっているような基本的な対立というのはなくて済みそうだけれども、どんなのが佐賀の場合にはあるか。

（Ｃ委員）

佐賀なのかどうかわからない。私は感じていないけれども、県外から来られた方というのは女性に対しての優しさだとか視点がちょっとやっぱり弱いのではないかとか、あと、これは会社のほうなのだが、身障者に対してのいろんな課題はあるけれども、精神障害、この問題は非常に今問題になっていると思う。

（委員長）

大学ではもうまさにそのとおりだ。

（Ｃ委員）

そういったところというか、挙げたらいろいろあるが、その２点かなという感じはしている。

（委員長）

この条文そのものが問題なのではなくて、むしろ、これをもうちょっと発展的に解釈していくような、そういう国籍だけではなく、まえがきに書いたようなことをもう少し我々として共有しておかなければいけないという意見でよろしいか。

（Ｃ委員）

はい。

（委員）

そういう議論をしたと思う。そうすると、全部網羅していくと、どれだけ出てくるのとなった。

（委員長）

一番先鋭に対立したのは、男女共同参画というキーワードをぜひ入れてくれという意見と、それを入れてしまうとほかのところはどうなるのという話が出てきて、だから、むしろだんだんＣ委員の言われるように、いわゆる男女共同参画という視点よりもっとダイナミックに動いているというのもあるので、今の時点でそれを取り入れることができるかどうかという議論は確かにあったというふうに記憶している。もしよければ、今言われたことを記録としてきちっと残して、そして我々が共有していると。確かにこの国際だけでは表現を語り尽くせないものをまえがきに書いたが、これをやはりこれから先、佐賀というところが悩まなければいけない。

その上のところの、今度は地方自治体とかは、もっと広域、今度は熊本のような地震が起こったら、みんなでわーっと助けに行くぞとか、その向こう側に僕自身のことで言

わせてもらうと、例えば、九州州政府みたいなことをイメージしていたと思う。もっとやわらかく境目を除いていこうというようなことがあったような気がするが、国際もその中の一つとしてある。逆に今度はマイノリティーの人たちとの向き合い方をどうするかというふうなこともあったという気がする。少なくとも最低限、記録に残しておいてほしい。

少し先に進めたい。

今度はもう１つ、全般としてＡ委員からとＣ委員から意見が出ている。これちょっと補足してもらってよろしいか。14ページのところ。

（Ａ委員）

これは、先ほど協働の指針のほうで書かれているという話があったので、ちょっとどうかとは思ったが、情報提供というのはあるが、それ以外の例えば、人材育成であるとか、そういった具体的なことが条例の中に入っていなかったので、これを入れるということを検討していただけないかということである。

（Ｃ委員）

これは多分、皆さんも感じてあると思うが、やはり守ってほしいというところはぴしっと言ってもいいのだか、広く一緒にやっていこうといったところはもっと優しく言うとか、そういうめり張りがあったほうが親しみやすい。はなから何か読みたくないという人が結構いる。

（協働推進課長）

今のまずＣ委員のわかりやすく親しみが持てるような表現というのはないのかということで発言され分だが、先ほど配ったＡ４の１枚物、他市の条例の事例を見ていただければと思う。

最初に長崎市の分だが、佐賀市の分も含め、ほとんどこの自治基本条例に前文というのがついている。条例そのものの規定ではないが、こういうふうな思いを持って条例をつくっていると、こういうまちにしたいのだというような宣言文が大体多くの条例についている。

そこについては当然読みやすいという形で、口語体が使われている。ただ、こちらのほうに示しているように、ほかの条例の条文そのもののところについては、長崎市は、これは口語体になっているが、ほかの自治体の部分については、大体こういうふうな固い表現、文語体というか、今までの法律、条例の書き振りというふうな形になっている。口語体、話し言葉にすると、どうしても日本語というのが、文法がかなり難しいところがあって、その条例についても、法律の法規文についてもルールが決まったような使い方をして、わかりやすくならない。どうしても、読み方が一般的な話し言葉でない分、意味が分かりづらい、なじみが薄い表現になってしまうというところがある。

中には、長崎市みたいな形でできるだけ口語体で取り組むところもあり、もう20年近く前のことだが、一時期、なるだけ都道府県市町村の条例についても口語体で表現した

形にしようという動きもあった。その際には、たしか鳥取あたりで市の条例を全て口語体で表現してしまおうかというような動きもあったが、どうしてもそのあたりの疑義が出てしまうとか、さまざまな解釈がとられてしまうと、何のためにつくっているかということになる。ルールとしてきちんと解釈できるような、疑義が生じないようなものにしなくてはいけないという、もう１つの法律、ルールの側面から全国的に広がりが出てこなかったというような状況がある。

ただ、今回、我々のほうから示したのは、ざっと見たところで口語体の表現は長崎市が１点あったので、参考までに資料として提出した。これは先ほどから言っているように、どうしても疑義が生じないような、一部基本的なルールを決めるということでこの条例があるので、こういう形に検討委員会、起草部会で、通常の今までどおりの条例の表現で案を出していただいているという流れになっている。

（委員長）

前から委員をされている方々は、その意見を強くお持ちなのではないかなというふうに、Ｃ委員だけではなくて、特に条文をつくってこられた起草委員の方々は、せっかく悩みに悩んでこう決めたのに、最後に何か法令になじまないとかと言われてぽんと変えられてしまったので、何だこれは、何で悩んだのだというふうに思われたのでは。最後の抵抗が前文だけは変えさせないとかいうふうに決めたような気もする。前文だけはもう触らせないということで、そこの中に気持ち盛り込むぞというような形になっていったと思う。それは今、Ｃ委員わかって言われているということを十分承知の上で、全体としてはそういうことだということは理解しておきたい。

後で運用のほうで、こういう条例をもう少しわかりやすく書かないと伝わらないよと、条文だけ見せたってというふうに意見が出ているけれど、その運用のほうと含めてちょっと議論していきたいと思う。

Ａ委員が先ほど出されたのは、次回の23条をやるときに、いわゆるコミュニティ活動が基本だと我々は認識しているので、そのコミュニティ活動を進めるに当たって佐賀市の役割とは何かというようなことを少し議論したいので、そこでちょっともう一回やらせていただくということでお願いしたい。

ほかに、条文の解釈について、これそのまま預けられると、多分、事務局と私たちは困り果てると思うけれども、ちょっと悩んでみるので、待っていただいて、そして少しどういうふうにするかという案を出させて欲しい。

（協働推進課長）

委員長、本日予定しておりましたのは、とりあえず条文の改正の所までで、運用の話については次回以降ということだったが。

（委員長）

それでは、条文改正のところまで今回はやって、少し今日の記録を読ませていただいて、最終的には４回目ぐらいのところで文章として確定しなければいけないと思う。

（協働推進課副課長）

今、条文の改正についての議論をいただいており、あと運用が残っているが、今日は時間となったので、ここについては４回目の、次回３回目に23条、25条を、そこが早目に終わったら残りの運用の議論をいただくということでよろしいか。

（委員長）

了解した。では、少し今日の記録を見させていただいてから、また少し悩んでみたいと思う。

まだ今からでも、今日の議論を聞いてこれまでやられた方々は私も含めて思い出して来られたと思うので、またここら辺のところはどうかという運用も含めて、また意見を出していただいて構わないので、時間をちょっとたっぷり目にとってあるから、少し一緒に議論を悩んでみたいと思う。

（協働推進課長）

今、委員長のほうからお話しいただいたように、今日さまざまな意見をいただいた。事務局のほうでも今日の議論、考え方、出された意見をまとめさせていただいて、また次回以降に臨ませていただければと思う。

冒頭に話があったように、この委員会は６回を予定しているが、この６回の議論で終わらなければ、また申しわけありませんが、臨時で回数をふやしていただきたいというふうなお願いもさせていただく予定になります。

３　事務局連絡事項

第３回自治基本条例検証委員会は１１月１６日（水）１０時から佐賀商工ビル共用大会議室で開催。委員の皆様へは改めて通知する。

４　閉会